

## 第2章 人権を取り巻く状況

## 第2章 人権を取り巻く状況

### 1. 国際的な潮流

20世紀の二度にわたる世界大戦は、人類に多大な被害と影響を与えました。

この反省から、1948年（昭和23年）の国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と全世界に表明しました。この意義は大きく、その後、宣言の理念は、多くの条約や宣言に採択され具体化が進められてきました。

しかしながら、東西冷戦構造崩壊後の今日も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1993年（平成5年）オーストリアのウィーンにおいて開催された「世界人権会議」では人権教育の重要性が強調されました。国連総会はこうした経過を踏まえ、1995年（平成7年）から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画を示しました。

行動計画の最終年を迎えた2004年（平成16年）には、国連総会において、引き続き世界各国で人権教育を積極的に推進することが決定されました。その目的を達成するために、2005年（平成17年）に「人権教育のため世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続していくため、重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されました。

## 2. 我が国における取り組み

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。1995年（平成7年）には、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、地域改善対策協議会は、1996年（平成8年）に行った意見具申において、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。

1999年（平成11年）人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）に対して行い、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002年（平成14年）には同法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。2011年（平成23年）には、この計画の一部変更により「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されました。

また、2000年（平成12年）「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）、2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV<sup>\*</sup>防止法」という。）、2006年（平成18年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）、2012年（平成24年）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）など、虐待の防止等に関する法律が整備されました。

さらに、2016年（平成28年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、2016年（平成28年）「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）といった、差別解消に関連する法律が施行されました。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）等の男女間における精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

### 3. 福岡県における取り組み

福岡県では、行政運営を総合的、計画的に実施し、県民一人ひとりの人権意識を高揚するため、1997年（平成9年）に「ふくおか新世紀計画」を策定しました。「ふくおか新世紀計画」が示した人権が尊重される社会の確立に向けた取り組みは、1993年（平成5年）「福岡県高齢化社会行動計画」をはじめとして、1995年（平成7年）「福岡県障害者福祉長期計画」、1997年（平成9年）「福岡県児童育成計画」、2002年（平成14年）「福岡県男女共同参画計画」などの個別計画を通して具現化するものであり、この核となるのが「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」です。この県行動計画は、1997年（平成9年）に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されたことを踏まえ、本県の実情に合った人権教育・啓発を推進するために、知事を本部長とする「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」を設置の上、1998年（平成10年）に策定したものです。

さらに、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が2004年（平成16年）に終了することから、2003年（平成15年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じた人権教育・啓発を推進してきました。

基本指針の策定以降、高齢化、国際化の進展などを背景に新たな人権問題の顕在化や国の法整備など、人権を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、2018年（平成30年）には、基本指針の改定を行い、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をさらに総合的かつ効果的に推進しています。

## 4. 本町における取り組み

本町は椎田町と築城町が合併し2006年（平成18年）に誕生しました。

合併前の二町では、同和問題の速やかな解決に向けて同和対策事業特別措置法が1969年（昭和44年）に施行されて以来、町政の重要な施策の柱に位置づけ、人権・同和教育の推進と同和地区の生活環境改善をはじめとする諸施策を進めてきました。

また、1998年（平成10年）、2001年（平成13年）に、二町とも「人権問題に関する意識調査」をまとめ、人権問題に関する住民の意識や傾向を把握し、これまで行ってきた啓発活動、人権・同和教育の成果や課題、問題点を明らかにし、以後の行政、特に人権教育、啓発活動に生かしてきました。

2012年（平成24年）3月には「築上町人権教育・啓発基本指針」を策定し、この基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じた人権教育、啓発を推進しています。

近年では、町内人権センターに相談窓口を常設し、同和問題をはじめとする様々な人権問題への対応、幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校における人権・同和教育の推進を図っています。また、同和問題啓発強調月間や人権週間の講演会をはじめ、築上町人権・同和教育研究会などと連携した啓発活動を行うとともに、全自治会に人権推進員を設置し、町全体で人権問題の解消に取り組む体制づくりの推進に努めています。

また、2017年（平成29年）3月に策定した「第2次築上町総合計画」では、人権の尊重・男女共同参画に関して、人権を尊重する意識向上のための学校教育の場から社会教育の場まで、学べる機会の充実や様々な人権問題に悩む人に対する支援として、相談体制の充実を図ることを掲げています。

さらに、2017年（平成29年）7月には、「人権に関する住民意識調査」を実施し、「同和」問題をはじめとする様々な人権問題に対する住民の意識と課題等をまとめ、本町の人権教育・啓発のさらなる推進体制の確立を図っています。

今後、人権教育・啓発を推進するにあたっては、「第2次築上町総合計画」等を踏まえたこの基本指針をもとに、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における経験や成果を踏まえつつ、国の基本計画や福岡県の基本指針と連携を図り、総合的かつ積極的に取り組むことが重要です。